

3歳児健診における眼科検査と精密健康診査対象基準について

1. 3歳児健診における眼科検査項目

(1) 一次検査 (家庭)

- ①視力検査
- ②眼科問診票記入

(2) 二次検査 (健診会場)

①屈折検査

- ・原則として全員を対象とし、看護師または保健師が実施する。
ただし、既医療であり、屈折検査を医療機関で定期的に行っていることを理由に検査辞退の申し出があった場合は除く。
- ・検査機器は、スポットビジョンスクリーナー (ウェルチ・アレン社 AU-VS100S-J) を用いる。

②視力検査

- ・家庭において検査不可または視力不良である者に対して、看護師が実施する。

③眼科問診票項目確認

- ・全員を対象として保健師が実施する。

④視診

- ・全員を対象として保健師が実施する。

2. 健診会場における眼科検査精密健康診査受診勧告の基準

屈折検査、視力検査、眼科問診項目、視診において、表1に基づき、1項目でも該当する者は、精密健康診査受診票を用いた精密健康診査受診を勧奨する。

表1 健診会場における眼科検査精密健康診査受診勧告の基準

	眼科検査項目	検査結果等
1	屈折検査	(1) 屈折機器で異常判定基準に該当する場合(異常あり)
		(2) 検査に協力的でも測定不能な場合(判定不可)
		(3) 検査ができない場合(実施不可)
2	視力検査	(1) 左右いずれかでも視力が0.5に満たない者
		(2) 検査ができない者
3	眼科問診項目	1つでも該当項目がある者 ただし、二次質問において詳細を確認する。
4	視診	外眼部や前眼部の視診において異常がある者

3. 健診会場における眼科各検査の判定基準について

(1) 屈折検査判定基準 日本弱視斜視学会及び小児眼科学会推奨基準による(表2)

表2 スポットビジョンスクリーナー基準値

基準	自動判定機能利用	屈折 (D: ジオプター、値は絶対値)						斜視 (度)		
		遠視 (等価球 面度数)	近視 (等価球 面度数)	遠視 (球面 度数)	近視 (球面 度数)	乱視	不同視	垂直 方向	内側 方向	外側 方向
学会推奨 基準≤	可能	2.50	2.00	-	-	2.00	1.50	8	5	8

(2) 視力検査判定基準

- ・家庭で未実施である場合や家庭の一次検査において×が1つでもある場合は、健診会場で再検査を実施する。
- ・0.5の指標で片眼ずつ検査を行い、左右とも4方向のうち3方向以上正答したものを「異常なし」と判定する。
- ・左右眼のいずれかでも正答が2方向以下のもの、及び検査ができなかったものを「要精密検査」とする。

(3) 眼科問診票確認と保健師による視診

- ・眼科問診票12項目(表3「眼科問診項目」)のうち1つでも該当がある場合は、二次質問を行い詳細確認のうえ、「要精密健康診査」とする。
- ・問診票記載内容や保護者の訴えと照らし合わせながら、保健師面接をとおして視診を行う。

表3 眼科問診票項目 * 3歳児健診における視覚検査マニュアル抜粋

	問診内容
1	目つきや目の動きがおかしい
2	黒目が内側に寄る、外、上、ななめ上にずれる
3	ひどくまぶしがる
4	ものを見るときに頭を傾けたり、横目で見たりする
5	物に近づいて見る
6	明るい屋外で片目をつぶってものを見ることがある
7	黒目の中心が白っぽく見える
8	黒目の大きさが左右で違う
9	目が揺れている
10	まぶたが下がっている
11	親、兄弟姉妹に弱視、斜視、生まれつき目の病気の人がいる
12	その他